

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域環境社会配慮モニタリング支援及びプロフィール整理に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：22a00535

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022年9月21日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年9月21日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域環境社会配慮モニタリング支援及びプロフィール整理に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年11月中旬 ～ 2023年11月下旬
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

審査部 環境社会配慮監理課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|--------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2022年9月27日 12時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2022年9月28日 12時 |
| 3 | 質問への回答 | 2022年10月3日 |
| 4 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで |
| 5 | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日 | 2022年10月7日 12時 |
| 6 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 7 | 評価結果の通知日 | 2022年10月19日 |
| 8 | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く） | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 |

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件については、特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html）

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「**アフリカ地域環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理に係る情報収集・確認調査**」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

JICA は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「JICA ガイドライン」という。）に基づき、協力事業について相手国等に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに環境社会配慮の支援と確認を行っている。事業実施段階で、JICA は相手国等による環境社会配慮の監理を行うが、監理段階での課題を踏まえながら、事業実施国・地域の環境社会配慮にかかる法制度や現状について整理し、その結果を「環境社会配慮プロファイル」として取りまとめ、これを JICA による環境レビューに活用することで、より効果的に環境社会配慮の実施を支援することができる。

JICA では環境社会配慮の監理を一層強化する目的で、2017 年度から 2020 年度にかけて「アジア地域環境社会配慮能力強化支援」（ベトナム、インド、インドネシア、フィリピン、ミャンマー対象）、2021 年度に「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」（バングラデシュ、ケニア、タンザニア対象）をそれぞれ実施し、既往事業の環境社会配慮実施状況を調査するとともに、各国の環境社会配慮上の課題と改善案を整理した。

本調査では、これらの業務・調査結果を踏まえ、アフリカ地域の4か国（ケニア、タンザニア、ルワンダ、ウガンダ）を対象に、環境社会配慮プロファイルの更新・作成を行うとともに、環境社会配慮モニタリング支援を行う。このうち、ケニア、タンザニアについては 2011 年に環境社会配慮プロファイルを作成済みであるが、2021 年度に実施した上記調査の成果を踏まえ、本調査で環境社会配慮プロファイルを更新する。ルワンダ、ウガンダについては、これまでに環境社会配慮プロファイルが作成されていなかったため、本調査で新規に作成する。また、ルワンダ、ウガンダではこれまで既往案件に係るモニタリング調査は実施されていなかったため、環境社会モニタリングの実施状況の確認を行う。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は2つの目的を有する。第一に、環境社会配慮モニタリング支援を通じて調査対象国における環境社会配慮監理上の課題を明らかにするとともに、実施機関の能力強化をはかる。第二に、環境社会配慮プロファイルの更新・新規作成を通じて、JICAが支援する事業の環境社会配慮の質の向上をはかる。

本調査において、受注者は上記の調査の目的を達成するために、「第4条 業務実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を行い、「第6条 報告書等」に示す成果品及び報告書を作成する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 2021年度「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」で得られた成果の活用

2021年度に実施した「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」の対象国であったケニア、タンザニアについては、同調査で得られた成果も活用し、環境社会配慮プロファイルのうち特に更新が必要な事項を抽出し、環境社会配慮監理の課題を踏まえたプロファイルの内容とする。今次調査が初めてのモニタリング状況調査となるルワンダ、ウガンダについては、過去の調査で整理されたモニタリングに関する課題や改善策を踏まえた調査を行う。また、今次調査の対象4か国にて、実施機関を対象とした環境社会配慮能力強化のためのセミナーを実施するが、その内容と方法についても、2021年度調査で実施したセミナーの成果を踏まえて計画する。

(2) これまでに作成された環境社会配慮プロファイルの参照・レビュー

ケニア、タンザニアについては、2011年に環境社会配慮プロファイルを作成しているため、今次調査では情報更新を行う。ルワンダ、ウガンダについては、これまで環境社会配慮プロファイルが作成されていないため、JICAガイドライン上配慮が必要となる事項全般にかかる情報収集及び分析を行うこととする。なお、環境社会配慮プロファイルの更新・作成にあたっては、各対象国の環境社会配慮にかかる法制度を踏まえ、汚染対策、自然環境、非自発的住民移転、先住民族配慮の現況と課題を調査し、他ドナーの支援プロジェクトにおける環境社会配慮の検討を行ったうえで、環境社会配慮にかかる現地法制度とJICAガイドライン及び世界銀行セーフガード政策とのギャップ分析、及びJICAによる協力を実施する際の注意点の分析を行っているが、このうち特に自然環境、社会環境についての情報更新を要する。

(3) 業務工程の柔軟性の確保

環境社会配慮モニタリング支援においては案件によって、環境社会配慮プロファイル整理においては環境社会配慮項目によって、それぞれ課題の大小が異なるため、業務の時間配分に濃淡をつける等、柔軟に対応すること。

(4) 現地再委託業務の適切な監理の実施

本業務では、第5条(1)イ)及び(2)キ)に示す業務は、現地再委託を活用して実施することを想定している。現地再委託先と密に連絡を取り合い、十分な成果が得られるようにすること。

(5) 調査対象地への渡航

本業務では、各対象国への渡航を想定している。

(6) 機構からの便宜供与

発注者による便宜供与事項として、現地実施機関等関係者へインタビューを行う場合、機構事務所が連絡先を入手して提供する。また、インタビューのアポイントメント等について、依頼文書等が必要な場合、支援を行う。

第5条 調査の内容

受注者は、JICA ガイドラインの内容及び JICA 事業に求められる環境社会配慮の手続き等を十分に理解したうえで、発注者の指示のもと、環境社会配慮に係るモニタリング支援、及び環境社会配慮プロファイルの整理を行う。調査対象国のうち、ケニアとタンザニアについては、2021 年度に調査を実施していることから、既往案件のモニタリング状況確認は行わず、実施機関を対象としたセミナーの実施、及び環境社会配慮プロファイルの更新を行う。ルワンダ、ウガンダについては、既往案件のモニタリング状況の確認と課題改善策の整理、実施機関を対象としたセミナーの実施、及び環境社会配慮プロファイルの新規作成を行う。

調査対象4か国に共通の内容として、環境社会配慮プロファイルにかかる主な調査項目を「別紙 ファイナル・レポート及び環境社会配慮プロファイル目次案」に示すが、調査対象国での環境社会配慮の課題を踏まえ、項目の追加及び削除を行うこともありえる。

また、各対象国別の具体的な業務内容は以下のとおりとするが、状況に応じて、工程やスケジュールの変更はありえる。

(1) ケニア、タンザニア

① 国内準備期間 (2022 年 11 月下旬～2023 年 1 月下旬)

<環境社会配慮プロファイル整理>

(ア) 2021 年度に実施した「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」の経過、成果、及び今後の課題について理解する。また、2011 年に作成されたケニア及びタンザニアの「環境社会配慮プロファイル」をレビューし、環境社会配慮プロファイルの構成

と内容について理解する。上記を踏まえて、環境社会配慮プロファイルのうち、更新を要する項目を特定する。

- (イ) 以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタント等に再委託して実施することを想定しているので、JICA ケニア事務所、タンザニア事務所とも調整し、現地再委託を行うための準備（指示書案の作成、候補となる現地コンサルタントとの連絡調整等）を行う。

（現地再委託を想定している業務内容¹）

- 環境社会配慮プロファイル更新のために必要な、関係省庁、実施機関、他ドナーへのヒアリングに係る調整と情報整理
- ケニア及びタンザニアにおける環境社会配慮に関連する法制度、及び汚染対策、自然環境、社会環境等に関連する情報の収集と整理

- (ウ) 国内準備期間での机上調査の結果と現地調査の計画を内容とするインセプション・レポートを作成し、JICA 審査部、アフリカ部、ケニア事務所、タンザニア事務所に提出、了承を得る。

- (エ) 環境社会配慮プロファイルの更新を要する項目のうち、可能な範囲で机上調査を行う。現地の関係省庁、事業実施機関、他ドナー等への聞き取りが必要な内容について、質問状を作成し、JICA と相談の上、送付する。

② 現地調査期間（2023年2月上旬～2023年5月上旬）

<環境社会配慮プロファイル整理>

- (ア) 現地再委託先との契約を締結し、現地再委託先との間で環境プロファイル更新に必要な調査項目を取りまとめ、詳細業務工程について合意する。

- (イ) 現地の関係省庁、事業実施機関、他ドナー等への聞き取りが必要な情報について、現地でヒアリング調査を行う。

- (ウ) ケニア及びタンザニアの環境社会配慮に係る法制度と、JICA ガイドラインとのギャップについて整理を行う。特に、用地取得・非自発的住民移転とその補償に係る制度について、重点的に取りまとめる。

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

- (エ) JICA ケニア事務所及びタンザニア事務所において、上記調査結果を共有するとともに、事務所及び事業実施機関での環境社会配慮モニタ

¹ 現地再委託業務の業務人月として、ケニア、タンザニアそれぞれ0.5人月程度を想定している。

リング・監理体制強化を目的としたセミナー（各事務所で最大 20 名程度、オンラインでの開催を検討）を開催する²。

③ 国内整理期間（2023 年 5 月中旬～2023 年 11 月末）

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

- (ア) 現地での調査結果について、インテリム・レポートを作成し、審査部に報告する。
- (イ) 現地再委託先と随時連絡調整を行い、現地再委託業務の監理を行う。ドラフト・ファイナル・レポート及びケニア、タンザニアのドラフト・環境社会配慮プロファイルの作成前に現地再委託業務の成果を受け取り、内容を確認する。
- (ウ) 現地での調査結果及び現地再委託先業務の成果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート、ケニアドラフト・環境社会配慮プロファイル、タンザニアドラフト・環境社会配慮プロファイルを作成し、JICA 関係部からのコメントを反映する。
- (エ) ファイナル・レポート、ケニア環境社会配慮プロファイル、タンザニア環境社会配慮プロファイルを作成し、JICA 審査部に提出する。

(2) ルワンダ、ウガンダ

① 国内準備期間（2022 年 11 月下旬～2023 年 1 月下旬）

<環境社会配慮モニタリング支援>

- (ア) 2021 年度に実施した「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」の成果及び今後の課題について確認する。
- (イ) 発注者から提示した、実施中の JICA 事業（計 10 件程度）について、既存の JICA 報告書、環境影響評価報告書、住民移転計画（以下、RAP）等を参照し、対象事業の環境社会影響、事業進捗状況、モニタリングの実施状況、苦情処理メカニズムの運用状況等について把握する。対象案件については以下の資金協力事業を候補とする。

ルワンダ

| | 案件名 | スキーム | 環境カテゴリ |
|---|------------------|------|--------|
| 1 | ルスモ-カヨンザ区間道路改良事業 | 円借款 | B |
| 2 | ンゴマ-ラミロ区間道路改良事業 | 円借款 | B |
| 3 | 第三次変電及び配電網整備計画 | 無償 | B |

² JICA事務所及び事業実施機関での環境社会配慮モニタリング・監理体制強化を目的としたセミナーの内容について、プロポーザルで提案してください。

| | | | |
|---|-----------------|----|---|
| 4 | ンゾベ-ノトラ送水幹線強化計画 | 無償 | B |
|---|-----------------|----|---|

ウガンダ

| | 案件名 | スキーム | 環境カテゴリ |
|---|-----------------------------|------|--------|
| 1 | アタリ流域地域灌漑施設整備計画 | 無償 | A |
| 2 | カンパラ立体交差建設・道路改良事業 | 円借款 | B |
| 3 | カンパラ市交通管制改善計画 | 無償 | B |
| 4 | 西ナイル地域の難民受入地域における 国道改修計画 | 無償 | B |
| 5 | カンパラ首都圏送変電網整備事業 | 円借款 | B |

<環境社会配慮プロファイル整理>

- (ウ) これまでに作成された他国の環境社会配慮プロファイルをレビューし、また、事前にJICA関係部からのヒアリング等を通じて、ルワンダ及びウガンダの環境社会配慮プロファイルの項目を検討する。
- (エ) 環境社会配慮プロファイルの各項目について、可能な範囲で机上調査を行う。現地の関係省庁、事業実施機関、他ドナー等への聞き取りが必要な内容について、質問状を作成し、JICAと相談の上、送付する。

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

(オ) 以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタント等に再委託して実施することを想定しているので、JICALルワンダ事務所、ウガンダ事務所とも調整し、現地再委託を行うための準備（指示書案の作成、候補となる現地コンサルタントとの連絡調整等）を行う。

（現地再委託を想定している業務内容³）

- モニタリング・監理の実施状況に関する実施機関等へのヒアリング、関連情報の収集と整理
- 詳細設計段階にある案件のRAPの内容確認
- モニタリングレポートの作成支援
- 環境社会配慮プロファイル作成のために必要な、関係省庁、実施機関、他ドナーへのヒアリングに係る調整と情報整理
- ルワンダ及びウガンダにおける環境社会配慮に関連する法制度、及び汚染対策、自然環境、社会環境等に関連する情報の収集と整

³ 現地再委託業務の業務人月として、ルワンダ、ウガンダそれぞれ1.5人月程度を想定している。

理

(カ) 国内準備期間での机上調査の結果と現地調査の計画を内容とするインセプション・レポートを作成し、JICA 審査部、アフリカ部、ルワンダ事務所、ウガンダ事務所に提出、了承を得る。

② 現地調査期間（2023年2月上旬～2023年5月上旬）

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

(ア) 現地再委託先との契約を締結し、現地再委託先との間で対象案件とその対応方針、実施機関のモニタリング支にかかる実施方針、及び環境プロファイル作成に必要な調査項目を取りまとめ、詳細業務工程について合意する。

<環境社会配慮モニタリング支援⁴>

(イ) 対象案件のモニタリングレポート（該当する案件については外部モニタリングレポートも含む）の作成・提出状況を確認する。

(ウ) モニタリングレポートが作成済みで、JICAに未提出の場合は、レポートを取り付け、内容を確認する。何らかの環境社会配慮面の懸念点を確認された場合には、JICAルワンダ事務所、ウガンダ事務所と共有の上、JICAガイドラインに沿った適切な対応が取られるよう、実施機関に対し支援を行う。

(エ) モニタリングレポートが未作成である場合には、当該事業の審査での合意内容に沿って作成する必要がある旨を改めて説明し、実施機関がレポートを作成するための支援を行う。なお、モニタリング段階にない案件は、レポートの作成方法や事例共有、現時点での懸念点等について調査を行う。

(オ) 対象案件について、上記のモニタリングレポート確認、及び実施機関からのヒアリング等を通じて、環境社会配慮モニタリング・監理に関する実施状況に基づく課題を抽出し、対象案件に適用すべき改善策、実施中の他の案件のモニタリング、監理に適用すべき対策等について取りまとめる。特に、詳細設計段階のRAPがある場合には、詳細設計調査結果に基づき適切に更新・改定されているか、重大な変更がないか、JICAガイドラインに沿って適切な対応が取られているか、については重点的に調査する。

<環境社会配慮プロファイル整理>

⁴ 環境社会配慮モニタリング支援に関する（イ）～（オ）の業務に関し、実施中案件の状況のうち、特に確認すべきと考えられる重要なポイントについて、プロポーザルで提案してください。

- (カ) 現地の関係省庁、事業実施機関、他ドナー等への聞き取りが必要な情報について、現地でヒアリング調査を行う。
- (キ) ルワンダ及びウガンダ環境社会配慮に係る法制度と、JICA ガイドラインとのギャップについて整理を行う。特に、自然環境及び社会環境について、重点的に取りまとめる。

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

- (ク) JICA ルワンダ事務所、ウガンダ事務所において、上記調査結果を共有するとともに、各国事務所および事業実施機関を対象に、環境社会配慮モニタリング・監理体制強化を目的としたセミナー（各事務所で最大 20 名程度、オンラインでの開催も検討）を開催する⁵。

③ 国内整理期間（2023 年 5 月中旬～2023 年 11 月末）

<環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理共通>

- (ア) 現地での調査結果について、インテリム・レポートを作成し、審査部に報告する。
- (イ) 現地再委託先と随時連絡調整を行い、現地再委託業務の監理を行う。ドラフト・ファイナル・レポート、及びルワンダ、ウガンダのドラフト・環境社会配慮プロファイルの作成前に現地再委託業務の成果を受け取り、内容を確認する。
- (ウ) 現地での調査結果及び現地再委託先業務の成果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート、ルワンダドラフト環境社会配慮プロファイル、ウガンダドラフト環境社会配慮プロファイルを作成し、JICA 関係部からのコメントを反映する。
- (エ) ファイナル・レポート、ルワンダ環境社会配慮プロファイル、ウガンダ環境社会配慮プロファイルを作成し、JICA 審査部に提出する。

第 6 条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。

本契約における最終成果品はファイナル・レポート、ケニア環境社会配慮プロファイル（2023 年版）、タンザニア環境社会配慮プロファイル（2023 年版）、ルワンダ環境社会配慮プロファイル（2023 年版）、ウガンダ環境社会配慮プロファイル（2023 年版）の計 5 点とする。最終成果品の提出期限は 2023 年 11 月 30 日とする。ファイナル・レポート及び環境社会配慮プロファイルの印刷、電子化の使用につい

⁵ JICA事務所及び事業実施機関での環境社会配慮モニタリング・監理体制強化を目的としたセミナーの内容について、プロポーザルで提案してください。

ては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。その他の報告書等は電子版（PDF版）の提出とする。内容については「別紙1 ファイナル・レポート及び環境社会配慮プロファイル目次案」参照。

| レポート名 | 内容 | 提出時期 | 部数 |
|---------------------------------|------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 業務計画書 | 共通仕様書の規定に基づく | 契約締結日から起算して10営業日以内 | 和文：1部 |
| インセプション・レポート | 調査対象4か国における現地調査計画含む | 2023年1月 | 和文：1部 英文：1部 |
| インテリム・レポート | 調査対象4か国における現地調査結果を含む | 2023年5月 | 和文：1部 英文：1部 |
| ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮モニタリング支援） | 環境社会配慮モニタリング支援に係る内容 | 2023年8月 | 和文：1部 英文：1部 |
| ドラフト・環境社会配慮プロファイル | ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ各1冊 | 2023年8月 | 各国につき 和文：1部 英文：1部 |
| ファイナル・レポート（環境社会配慮モニタリング支援） | 環境社会配慮モニタリング支援に係る内容 | 2023年11月30日まで | 製本版及びCD-R 和文：1部 英文：1部 |
| 環境社会配慮プロファイル | ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ各1冊 | 2023年11月30日まで | 製本版及びCD-R 各国につき 和文：1部 英文：1部 |

（1）インセプション・レポート

国内準備期間中に、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ウガンダにおける現地調査概要を含むインセプション・レポート（和文・英文）を作成し、発注者に提出する。対象4か国の、環境社会配慮モニタリング支援及び環境社会配慮プロファイル整理の両方にかかる内容について、まとめて1冊のレポートとする。

(2) インテリム・レポート

各国の現地調査終了後をめぐり、インテリム・レポート（和文・英文）を作成し、発注者に各国の調査結果概要を報告する。対象4か国の、環境社会配慮モニタリング支援及び環境社会配慮プロファイル整理の両方にかかる内容について、まとめて1冊のレポートとする。

(3) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮モニタリング支援）

国内整理期間後に、対象4か国の環境社会配慮モニタリング支援に係る内容をドラフト・ファイナル・レポート（和文・英文）としてまとめる。ケニア、タンザニア、ルワンダ、ウガンダでの環境社会配慮監理能力強化セミナーの実施結果、及びルワンダ、ウガンダのモニタリング・監理体制強化に係る課題と改善提案を含む。なお、環境社会配慮プロファイルの内容は、別途ドラフト・環境社会配慮プロファイルとして提出する。提出後、JICA 関係部署のコメントへの対応を行う。

(4) ドラフト・環境社会配慮プロファイル

国内整理期間後に、対象国ごとに、ドラフト・環境社会配慮プロファイル（和文・英文）を1冊ずつ作成する（計4冊）。提出後、JICA 関係部署のコメントへの対応を行う。

(5) ファイナル・レポート（環境社会配慮モニタリング支援）

ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントを反映し、ファイナル・レポートを取りまとめる。ドラフト・ファイナル・レポートと同様、対象4か国の環境社会配慮モニタリング支援に係る内容とする。報告書はA4版タイプ打、両面コピー、和文及び英文とし、製本（和文・英文各1部）及びCD-R（電子版、和文・英文各1枚）を提出する。

(6) 環境社会配慮プロファイル

ドラフト・環境社会配慮プロファイルへのコメントを反映し、各国の環境社会配慮プロファイルを最終化する。プロファイルは、対象国ごとに1冊ずつ作成する（計4冊）。プロファイルはA4版タイプ打、両面コピー、和文及び英文とし、製本（和文・英文各1部）及びCD-R（電子版、和文・英文各1枚）を提出する。

ファイナル・レポート及び環境社会配慮プロファイル目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終的に確定するものとする。

<ファイナル・レポート目次案>

要約

第1章 調査概要

- 1.1 業務の背景、目的及び範囲
- 1.2 現地再委託先による現地調査工程

第2章 ケニア、タンザニア

- 2.1 モニタリング・監理体制強化を目的とした現地セミナーの開催報告

第3章 ルワンダ

- 3.1 対象案件のモニタリング・管理の実施状況
- 3.2 詳細設計段階のRAPの更新・改定状況
- 3.3 モニタリング・監理体制強化を目的とした現地セミナーの開催報告
- 3.4 ルワンダ案件の環境社会配慮モニタリング・監理の課題と提言

第4章 ウガンダ

- 4.1 対象案件のモニタリング・管理の実施状況
- 4.2 詳細設計段階のRAPの更新・改定状況
- 4.3 モニタリング・監理体制強化を目的とした現地セミナーの開催報告
- 4.4 ウガンダ件の環境社会配慮モニタリング・監理の課題と提言

第5章 まとめ

<環境社会配慮プロファイル目次案⁶>

第1章 対象国の環境社会配慮の概況

- 1.1 対象国の一般的特徴（地勢、気象、水象、政治体制・法制度・行政機構）
- 1.2 環境社会配慮関連法規および政策（環境アセスメントについては第2章で特に取りあげて記述する。）
- 1.3 環境社会配慮関連行政組織および実施能力
- 1.4 国際条約批准・適用の概況
- 1.5 関連NGOの動向（顕著なものがある場合）
- 1.6 ドナーの動向

第2章 対象国の環境アセスメント制度

- 2.1 関連法制度
- 2.2 戦略的環境アセスメント実施にかかる手続き
- 2.3 環境アセスメント実施および環境許認可に係る手続き

⁶ 現時点で最適と考える環境社会配慮プロファイル目次案を、プロポーザルで提案してください。

2.4 情報公開・モニタリング

2.5 現地法制度とJICAガイドライン、世界銀行セーフガードポリシーの整合性・ギャップの分析

第3章 汚染対策

3.1 概況（一般的特徴）

3.2 大気汚染の現況と取り組み

3.3 水質汚濁の現況と取り組み

3.4 土壌汚染の現況と取り組み

3.5 廃棄物の現況と取り組み

3.6 その他公害・汚染にかかる現況と取り組み

第4章 気候変動

4.1 気候変動による影響

4.2 関連法制度・行政機構

4.3 気候変動に対する取り組み（パリ協定批准状況、NDCを含む）

第5章 自然環境

5.1 概況（一般的特徴、保全政策等）

5.2 野生生物種（固有種、絶滅危惧種、国際的合意対象種等）

5.3 重要な生態系・生息地（保護区、珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟、国際的合意対象地域等）

5.4 重要な森林（原生林、熱帯の自然林、人工林）

5.5 現地法制度とJICAガイドライン、世界銀行セーフガードポリシーとの整合性・ギャップの分析

第6章 社会環境

6.1 概況（一般的特徴、宗教・文化）

6.2 主要な社会問題（貧困、ジェンダー、児童労働、社会的弱者・労働者の権利保護に係る動向と取り組み、その他国際的人権基準批准・適用の概況）

6.3 文化遺産

6.4 現地法制度とJICAガイドライン、世界銀行セーフガードポリシーとの整合性・ギャップの分析

第7章 用地取得・非自発的住民移転に係る法制度と手続き

7.1 関連法制度

7.2 用地取得・非自発的住民移転実施に係る手続き

7.3 情報公開・モニタリング

7.4 現地法制度とJICAガイドライン、世界銀行セーフガードポリシーとの整合性・ギャップの分析

第8章 先住民族配慮に係る法制度と手続き

8.1 先住民族・少数民族の分布

8.2 先住民族・少数民族の社会・経済状況

- 8.3 先住民族配慮に係る関連法制度
- 8.4 開発プロジェクトにおける先住民族配慮上の手続き
- 8.5 現地法制度とJICAガイドライン、世界銀行セーフガードポリシーとの整合性・ギャップの分析

第9章 他ドナーの支援プロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況と課題

- 9.1 世界銀行
- 9.2 その他（地域開発金融機関等）

以 上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める項目 | 特記仕様書案での該当条項 |
|-----|---|---|
| 1 | 事務所及び事業実施機関での環境社会配慮モニタリング・監理体制強化を目的としたセミナーの内容 | 第5条 調査の内容 (1) ケニア、タンザニア ②現地調査期間 (エ) (2) ルワンダ、ウガンダ ②現地調査期間 (ク) |
| 2 | 実施中案件のモニタリング支援において、特に確認すべきと考えられる重要なポイント | 第5条 調査の内容 (2) ルワンダ、ウガンダ ②現地調査期間 (イ) ~ (オ) |
| 3 | 環境社会配慮プロファイルの項目 | 別紙1 ファイナル・レポート及び環境社会配慮プロファイル目次案 <環境社会配慮プロファイル目次案> |

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：環境社会配慮に関する各種調査、協力準備調査等における環境社会配慮に関する各種業務、環境社会配慮能力強化・モニタリング支援に関する各種業務、環境社会配慮プロファイル作成・更新に関する各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙3「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／環境社会配慮（社会環境）
- 環境社会配慮（汚染対策・自然環境）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／環境社会配慮（社会環境）】

- ① 類似業務経験の分野：環境社会配慮に係る各種業務（特に用地取得・非自発的住民移転を含む社会配慮）、環境影響評価
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：環境社会配慮（汚染対策・自然環境）】

- ① 類似業務経験の分野：環境社会配慮に係る各種業務（特に汚染対策、自然環境への配慮）、環境影響評価
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

国内準備期間（2022年11月下旬から2023年1月下旬）、現地調査期間（2023年2月上旬から2023年5月上旬）、国内整理期間（2023年5月中旬から2023年11月末）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 6 人月（現地：3人月、国内：3人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／環境社会配慮（社会環境）（2号）
- ② 環境社会配慮（汚染対策・自然環境）（3号）

3) 渡航回数 の目途 各員2回のべ4渡航)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- モニタリング・監理の実施状況に関する実施機関等へのヒアリング、関連情報の収集と整理
- 詳細設計段階にある案件の RAP の内容確認
- モニタリングレポートの作成支援
- 環境社会配慮プロファイルの更新及び作成のために必要な、関係省庁、実施機関、他ドナーへのヒアリングに係る調整と情報整理
- 調査対象国における環境社会配慮に関連する法制度、及び汚染対策、自然環境、社会環境等に関連する情報の収集と整理

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 2021 年度「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収集・確認調査」ファイナル・レポート
- 2011 年「ケニア環境社会配慮プロファイル」
- 2011 年「タンザニア環境社会配慮プロファイル」

2) 公開資料

- JICA 環境社会配慮ガイドライン及び FAQ
<https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>
- JICA 環境社会配慮情報公開 HP
https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html
- 世界銀行：Environmental and Social Framework
<https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-framework>
- 世界銀行：Operational Guidance
<https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-policies>
- 世界銀行：Involuntary Resettlement Sourcebook
<http://indr.org/wp-content/uploads/2013/02/World-Bank-Involuntary-Resettlement-Sourcebook.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

1) 旅費（航空賃）

2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

5) その他（以下に記載の経費）

現地セミナー開催費（参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

1) 報告書作成費 250,000円（消費税抜き）

2) 現地再委託経費 5,600,000円（消費税抜き）

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ケニア】東京⇄アブダビ⇄ナイロビ

【タンザニア】東京⇄ドバイ／ドーハ⇄ダルエスサラーム

【ルワンダ】東京⇄ドーハ⇄キガリ

【ウガンダ】東京⇄ドバイ／ドーハ⇄エンテベ

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

特になし。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評 価 項 目 | 配 点 | |
|--|----------------|-----------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | — | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50) | |
| | (50) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① <u>業務主任者の経験・能力：環境社会配慮（社会環境）</u> | (34) | () |
| ア) 類似業務の経験 | 13 | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 3 | |
| ウ) 語学力 | 6 | |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 7 | |
| オ) その他学位、資格等 | 5 | |
| ② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○</u> | (—) | () |
| ア) 類似業務の経験 | — | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | — | |
| ウ) 語学力 | — | |
| エ) 業務主任者等としての経験 | — | |
| オ) その他学位、資格等 | — | |
| ③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u> | (—) | () |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | — | |
| イ) 業務管理体制 | — | |
| (2) 業務従事者の経験・能力：環境社会配慮（汚染対策・自然環境） | (16) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8 | |
| イ) 対象国・地域での業務経験 | 2 | |
| ウ) 語学力 | 3 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | |